

指導行政のポイント

具体化される“高校の無償化”

菱村 幸彦

川端達夫文部科学相は、民主党がマニフェストに掲げた高校の実質無償化を来年4月から実施する方針を表明している。

直接給付をやめて間接給付に

高校の無償化は、国民の間に反対が少なく、新政権の政策としては、比較的实现しやすい内容といえる。しかし、その実施方法については議論がある。というのは、民主党のマニフェストで掲げた高校無償化案は、高校生がいる世帯に対し、授業料相当額を直接給付する方式をとっていたからだ。

文部科学省内で民主党の政策を検討した結果、直接給付方式では、保護者が給付金を授業料に使う保証がないこと、在学証明や所得証明を処理する市区町村の事務量や経費が膨大になるなどの問題があることが明らかとなった。

このため、川端文部科学相は、各世帯への直接給付方式でなく、自治体や学校法人に対する間接給付方式を検討する考えを示した。具体的には、関係法律を改正して、「公立高校の授業料は徴収しない」旨を明記し、高校の設置者である都道府県や学校法人に必要な経費を交付しようというわけだ。

この場合、地方交付税など既存の仕組みを活用するか、新たに国庫補助制度を創設するかなど、具体的な制度設計は、これからの検討課題となっている。何より約4500億円とみられる財源確保の問題もクリアされていないので、無償化実現までにはなお課題が多い。高校無償化のために他の教育予算が削られるようなことがあっては、何のための無償化かということになりかねない。

ところで、わが国は、国際条約で中等教育の無償化条項を「留保」しているが、高校の無償化が実現すれば、この留保を撤廃できる。

「国際人権規約」(経済的、社会的及び文化的権

利に関する国際規約)第13条2項は、「種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする」と定めている。わが国は1979年に国際人権規約を批准したが、批准に際して、上記条項の「無償教育の漸進的な導入により」の部分の留保した。

高校教育の無償は世界の流れ

当時、日本政府は、留保の理由について、「後期中等教育について私立学校の占める割合の大きい我が国においては、負担衡平の観点から、公立学校進学者についても相当程度の負担を求めることとしている。私学を含めた無償教育の導入は、私学制度の根本原則にも関わる問題であり、我が国としては、第13条2項にある『無償教育の漸進的な導入により』の規定に拘束されない旨留保する」と述べている。

条約は「漸進的な導入」と規定しているので、わざわざ「留保」することはなかったかもしれないが(諸外国では無償を導入していない国も留保をつけずに批准した)、わが国は、国際条約の重要性にかんがみ、律儀に留保したわけである。

その後、国連の社会権規約委員会から、日本政府に対し、留保を撤回するよう勧告が出されており、その対応が課題となっていた。

欧米諸国では、公営の中等教育はおおむね無償となっている(ただし私立学校は有償)。公営の中等教育で授業料を徴収している国は、スイス(一部の州)、イタリア、ポルトガル、韓国などに限られているようだ。高校の無償化は世界的な流れといえるだろう。

(ひしむら・ゆきひこ=(財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

■最新刊好評発売中!

菱村幸彦【監修】 A5判 410頁・定価 2,940円

教育開発研究所

『全国学校管理職選考 直前要点整理』

全訂新版『はじめて学ぶ教育法規』菱村幸彦【著】 B6判・定価 2,205円